

# 社会福祉法人河北会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河北会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等といふ。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等を支給しない。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (2) 評議員    | 報酬 |

## (報酬の額)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務に従事した都度、支給する。

- 2 報酬は、現金で本人に支給する。ただし、本人の同意を得たときは、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことによって支給できる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等が出張するときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(端数の処理)

第7条 計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準としてこの規程を公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

## 【役員等報酬一覧表】

別表第1 (非常勤役員の報酬)

### (1) 理事

名 称	報 酉 額
理事会等会議への出席	5, 000円
上記の他、法人・施設業務のための従事	10, 000円

### (2) 監事

名 称	報 酉 額
理事会等会議への出席	5, 000円
監事監査への出席	10, 000円
上記の他、法人・施設業務のための従事	10, 000円

別表第2 (評議員の報酬)

名 称	報 酉 額
評議員会への出席	5, 000円
上記の他、法人・施設業務のための従事	10, 000円